

1 計画の位置付け

- 本計画は、「新潟市消費生活条例」に基づき、消費生活施策の方向性など必要な事項を定め、推進するために策定するものです。
- 四次改定計画は、従来の計画を基に、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、学識経験者、消費者、事業者で構成する「新潟市消費生活審議会」における意見などを踏まえ見直しを行い、策定します。

2 改定の背景

- デジタル化の急速な進展、取引環境の複雑化・多様化に対する、消費者教育や情報提供の必要性の高まり
- 高齢化の進行及び高齢者単独世帯の増加による消費者トラブル増加の懸念（高齢者・障がい者等配慮を要する消費者への対応強化）
- 誰もが脆弱な消費者になりうる時代の到来
- 持続可能な社会に配慮した消費行動の拡がり
- 現計画（三次改定分）の計画期間が令和9年3月31日で終了

3 計画期間

- 令和9年度から令和12年度までの4年間

4 主な改定のポイント

- デジタル社会で新たな消費者トラブルが発生していることへの対応～講座開設、情報提供、相談受付手法の検討
【■施策5】【■施策9】【■施策11】
- 高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止に向けた消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を通じた見守り活動の連携強化とネットワークの拡充
【■施策14】
- ライフステージ・脆弱性に応じた様々な消費者教育の充実～初級スマートフォン、金融経済、障がい者の状況に配慮した講座など
【■施策5】
- より良い市場・社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成
【■施策17】【■施策19】【■施策20】

6 施策の体系

